

「あなた」の刑事弁護人

弁護士会が紹介します



埼玉弁護士会

電話 048-863-5255

まえがき

刑事事件を起こしたと疑われて警察官、検察官の取り調べを受ける人を「被疑者」と言います。そして起訴されて裁判所に行かなければならなくなった人を「被告人」と言います。そんなことにならないのが一番いいのですが、何が起こるか分からないのが世の中です。交通事故を起こしたり痴漢に間違われたりすることは、誰にでも可能性があります。そんなときに、たった一人で警察官や検察官に立ち向かうことは、あなたにとって大変に不利です。

あなたは「警察官や検察官が公平・公正に調べてくれるから任せておけば大丈夫」と思っていないですか？それはいけません。どんな事でも立場によって見方が違うのです。警察官たちは被疑者の立場に立って捜査する人ではないのです。任せきりにしておけば、あなたがどんどん不利になっていくことが珍しくありません。あなたの立場に立って、あなたのために活動する法律の専門家がいてこそ、対等になることができるのです。その専門家が弁護士です。

では、どのようにして弁護士を頼めばいいのでしょうか？自分で依頼する「私選弁護人」と裁判所が選任する「国選弁護人」があります。その二つはどこがどのように違うのでしょうか？違わない点はどこでしょうか？また、2006年10月から国選弁護の制度が変わりましたが、一体どのように変わったのでしょうか？その変更によって裁判にどのような影響があるのでしょうか？

このパンフレットをお読みいただければ、刑事弁護とは何か、どうすれば私選弁護人を依頼することができるのか、国選弁護人はどのようにして付けられるのか、大体の要領がつかめるでしょう。このことを、市民の皆さんにわかっていただければ、このパンフレット発行の目的は達したことになります。

埼玉弁護士会は、これからも被疑者・被告人の立場に立って、警察・検察という権力を監視し、また、冤罪や不当に重い刑罰からあなたを守る努力を続けていきます。

1 刑事事件は突然やってくる ～ある日あなたも被告人に～

いつも通りの日常生活を送っていたはずのあなた……。そんなあなたが、ある日、裁判所の被告人席に座らされて、罪を問われるかもしれないと言ったら、信じられますか？

「私は、罪に問われるような悪いことをしない」という人でも、その日は突然やってくるかもしれません。

例えば、こんな場面を想像してみてください。

あなたがいつものように車を運転していると、突然、あなたの車の前に走って飛び出してきた人がいました。ブレーキをかける間もなく、あなたの車は飛び出してきた歩行者を跳ねてしまいました。この事故で、運悪く、その歩行者は死んでしまったのです。

事故の原因は、突然走って車道に飛び出してきた被害者（歩行者）にあります。急ぐあまりあなたの車が目に入らなかったのかもしれませんが、もしかしたら、自殺を図ったのかもしれませんが。あなたとしては、どうやっても避けようのない事故でした。あなたは駆けつけた警察官に、そのことを一生懸命説明しました。

しかし、どうやらこの事故の目撃者は、一人もいないようです。

この事故の原因が被害者の飛び出しだったと証明してくれる人は、誰もいません。警察は、あなたが、居眠りやよそ見をしていたために事故が起きたのではないかと疑うでしょう。そうなれば、あなたはその場で警察官によって逮捕される可能性があります。そして、あなたが警察での取調べに対して、いくら被害者の飛び出しを主張しても、全く信じてもらえず、結局、検察官（検事・副検事）によって起訴されてしまうかもしれないのです。

起訴されたあなたは、裁判所で刑事裁判を受けることになります。そのときあなたは「被告人」として、自動車運転過失致死罪に問われることになります。

このように自分は決して悪いことをしないつもりでいても、ある日あなたも「被

告人」と呼ばれるかもしれないのです。

2 損害賠償を請求される

ところで、あなたが交通事故を起こして被害者を死なせてしまった場合、被害者の遺族から、損害賠償を請求する民事裁判を起こされるかもしれません。

民事裁判は、法律で認められた自分の権利や利益を侵害されたという人が、別の誰かを裁判所に訴えることによって始まります。訴えた人が「原告」、訴えられた人は「被告」と呼ばれます。ですから、被害者の遺族から訴えを起こされたあなたは、民事裁判の「被告」という立場になるわけです。民事裁判では、原告・被告双方ともほとんど、弁護士を「代理人」に選任し、自分に代わって相手側とやりあってもらっています。

あなたと被害者の遺族との間の民事裁判では、お互いに証拠を出し合って事故の状況などを争い、被告であるあなたが、原告である遺族に対して、どのくらい損害賠償金を支払うべきかなどを決めます。お互いがよく話し合えば、ときには裁判の前や途中で、和解できることもあるでしょう。

民事裁判は、事件の当事者同士がそれぞれ主役となり、裁判という場でお互いの言い分を主張しあって問題の解決を目指す制度だと言えます。

3 刑事裁判は民事裁判とこう違う

では、先ほどの刑事裁判とこの民事裁判とは、どこがどう違うのでしょうか。先ほどあなたは、検察官によって起訴されて、被告人になってしまいましたね。「起訴」（公訴提起）とは、ある人が処罰されるような罪を犯したかどうかを決

めるために、その人を裁判にかけることを言います。

あなたを起訴したのは検察官です。法律では、人を起訴するかどうかを決められるのは、被害者でも警察官でもなく、国家を代表する検察官だけだということになっています。検察官は、民事裁判で言うところの「原告」のようなものです。これに対して、検察官によって起訴された人を、刑事裁判では「被告人」と言うのです。

検察官は、裁判所に対して、あなたが「自動車運転過失致死罪」という罪を犯したから、あなたを処罰してくれと訴えます。検察官は、たとえばこんなふうに主張するでしょう。

「被告人が脇見運転をしたことが、事故の原因である。それなのに、被告人は自分の罪を免れようとして、『被害者が飛び出してきた』などと嘘をついている。」

検察官の主張どおり、もしあなたが自動車運転過失致死罪の犯人だとなれば、7年以下の期間刑務所に入れられたり、100万円以下の罰金刑が科されたりして、処罰される可能性があります（刑法211条2項）。そこで裁判官は、あなたが本当に検察官の言うような罪を犯したのかどうかを、証拠に基づいて慎重に判断したうえで、有罪か無罪かの判決を出すのです。

このように、刑事裁判というものは、検察官という国家機関が一方的に被告人の処罰を求めて起訴することで始まり、同じく国家機関である裁判所が被告人に対して罰を与え、犯罪の内容によっては、被告人を死刑にまでできる制度なのです。このような制度ですから、万が一にも誤った裁判によって無実の罪を着せられたり、不当に重い刑罰が科されたりしないように、被告人の言い分をよく聞きながら慎重に手続を重ねて、厳密な審理をする必要があります（適正手続）。こうした厳密な審理こそ、刑事裁判の本質だと言えるでしょう。

そうは言っても、国民の誰もが皆、検察官や裁判官のように法律についてよく知っているわけではありません。では、被告人であるあなたは、この刑事裁判に

において、具体的にどうやって自分を守ればいいのでしょうか？ そもそも、犯人と疑われたときから、あなたはどんな目に遭うことになるのでしょうか？

4 被疑者に刑事弁護人が必要な理由

交通事故や窃盗、横領、殺人などの刑事事件が起きると、捜査官（警察官や検察官）は、とにかく犯人だと疑われる者（被疑者）を探し出し、被疑者を逮捕して取り調べたり、被疑者の家や関係者の家に行って部屋中を捜索したり、所持品を押収したりします。たとえ交通事故であっても、あなたが刑事事件の犯人と疑われた以上、あなたも被疑者として捜査の対象になります。

捜査官は、国家機関としての権力と権威を背景に、あなたを圧倒するほどの強大な捜査権限を使って、あなたが罪を犯したことを立証するために、あなたにとっての不利な証拠をたくさん集めるでしょう。

それに対して、あなたは自分が犯人と疑われた瞬間から、自分を助けてくれる法律専門家として、弁護士を「弁護人」に選任することができます。刑事弁護人は、被疑者を捜査官（警察官や検察官）から、また被告人を検察官から擁護することを職務とする被疑者・被告人の最大の味方です。

弁護人は、あなたのために警察官や検察官に様々な意見を申し入れたり、あなたに有利な証言をしてくれる証人を探したり、被害者や遺族と示談交渉したりして、様々な手段を尽くして、あなたに有利な証拠を集め、あなたのために活動します。あなたが逮捕・勾留されて警察署の留置場などに身体を拘束されている場合には、あなたと2人だけで面会し、事故当時の状況を話し合ったり、職場への連絡や家族への伝言を聴いたりして、一緒に今後の対策を立てます。被疑者の弁護人は、不当な捜査や起訴から被疑者であるあなたを守るために、全力を尽くすのです。

もし、被疑者であるあなたが弁護人を選ばなければ、あなたは自分を守るためのこうした活動を、自分自身でやらなければなりません。たとえそのとき、あなたが警察の留置場にいるとしても……。

5 被告人に刑事弁護人が必要な理由

あなたが検察官によって起訴されると、今度は「被疑者」ではなく「被告人」と呼ばれることになります。

刑事裁判では、検察官と被告人が当事者として相対立します。民事裁判で、「原告」と「被告」が当事者として相対立したのと同じです。検察官は、あなたが有罪だという証人や証拠を出します。それに対してあなたは、検察官の出した証人や証拠は信用できないと言ったり、積極的に無罪の証拠を出したりして、双方相対立して、やり合うのです。

裁判官は、裁判の進行の仕方を決定したり、検察官や弁護人の活動の適正さを判断したりしますが、自分が当事者として積極的に活動するわけではありません。基本的には、スポーツの審判のような中立の存在です。事件について最もよく知っている当事者同士が、お互いに対等の立場で真剣にやり合うことで、事件の真相がより明らかになり、裁判の誤りも少なくなると考えられているのです。こうした裁判の構造を「当事者主義」と言います。

ところが、「対等の立場でやり合う」と言っても、法律の専門家である検察官が国家の権力と権威を背景として、一個人であるあなたと相対立するわけですから、現実には、もともと「対等」であるはずがありません。当事者が対等でなければ、いくらやり合わせてみても事件の真相が明らかになることはないし、裁判の誤りも防げません。つまり、形だけの「当事者主義」では極めて不十分なのです。そこで、「当事者主義」の本来の目的を果たすために、被告人には、自分を十分

に防御する手段が与えられなければなりません。これを、「当事者平等の原則」、「武器対等の原則」などと言います。

このような意味で、被告人には、憲法上、自分を守るための「弁護士」を選任する権利が与えられているのです（弁護士選任権）。あなたが検察官に対抗して、刑事裁判における真の意味での対等の当事者となり、それによって「誤りのない裁判」を実現するためには、あなたの最大の味方として専門的知識と経験であなたを防御する刑事弁護士が、どうしても必要になるのです。

弁護士が選任されると、検察官が提出しようとする証拠を事前にすべて吟味し、裁判の証拠として提出が許されるものかどうか、また、提出された証拠の信用性について意見を述べます。検察官の主張する内容に矛盾点や疑問点があれば、厳しく指摘します。

加えて、あなたに過失がないということについても、できる限りの証拠で積極的に立証し、反論します。本件では、目撃証人がおらず被害者も死亡しているので、事故の正確な状況を説明するためには、現場の見取り図（実況見分調書等）などのほか、被告人であるあなたの供述が特に重要になります。あなたの事故当時の記憶を正確に呼び起こし、被害者が突然「脇から飛び出して来た」ために避けることができなかったのだという事実を、裁判官にわかってもらえるように話すことが大切です。そのためにも、弁護士との十分な打ち合わせが必要ですし、よく話し合っってしっかりと裁判の準備をする過程で、真実は強いという確信と、心強い味方がいるという安心感を持つことができるでしょう。

6 無罪の推定

ここでまた別の角度から、被告人としてのあなたの置かれた立場を考えてみましょう。

あなたは人をはねて死なせてしまったとして逮捕されてしまいました。あなたが逮捕されたというだけで、想像以上に多くの人が、あなたを「有罪だ」「犯人だ」と決め付けることでしょう。

テレビや新聞で、事件の容疑者（被疑者）が捕まったと報道されると、ほとんどの人は、犯人かどうかは本当はまだわからないのに、犯人が捕まったと誤解してしまいます。テレビや新聞の報道の仕方自体が、容疑者（被疑者）が犯人であるに違いないという断定的な語り口であるうえ、容疑者（被疑者）の過去や交友・家族関係を調べまわって、興味をかき立てるような報道をするからです。

これまで何度も、マスコミの誤報による人権侵害が繰り返されているにもかかわらず、「もしも逮捕が間違いだったらどうするのか？」という視点は、いつも忘れ去られています。

まして、あなたが起訴されて裁判にかけられることになれば、世の中の多くの人々は、あなたに対して「一日も早い有罪判決」だけを求めようとするでしょう。

でも本当は、この事故はあなたの落ち度によるものではありません。あなたは、落ち度がないということを刑事裁判で明らかにしようとしているのです。それなのに、何の事情も知らないはずの多くの人々が、あなたを有罪だと決め付けることには、当然納得がいかないはずです。

そもそも警察や検察は、犯人の「疑い」のある人（被疑者）を逮捕して、捜査をします。そして刑事裁判は、その被疑者が本当に犯人かどうかを判決で決めるために、慎重な手続を経て、時間をかけて行われるものです。ですから、有罪の判決が確定するその瞬間まで、その人が犯人かどうかは誰にもわからないのです。

前にも述べましたが、刑事事件では、ときには死刑までが言渡されます。被告人の生命、自由、財産を奪うという刑罰が科せられるのです。誤った判決は決してあってはならないのです。民事事件と比較して、判決によって被る影響は格段に大きいのです。そのため、刑事裁判では、被疑者・被告人は確定判決で有罪

とされるまでは無罪と推定される「無罪推定の原則」が取られています。裁判官が被告人に対して有罪であるとの予断を持つてはいけないという「予断排除の原則」も取られています。そして、検察官が「合理的な疑いを超える程度に」被告人の有罪を立証しない限り無罪であるという「疑わしきは被告人の利益に」の原則が取られているのです。

本件で言えば、検察官には、あなたが有罪だということを証明する責任がありますから、あなたが「過失」によって被害者をはねたという事実を、証拠に基づいて、検察官が立証しなければなりません。もし裁判で、検察官の証拠による証明が不十分だったらどうなるでしょうか。検察官が、事故当時にあなたが不注意な運転をしていた事実を立証できなかったときや、弁護側の反論で被害者の飛び出しが合理的に疑われるときは、検察官があなたの落ち度を具体的に証明できなかったことになり、あなたは無罪になるのです。

とはいえ、わが国の刑事裁判が、被疑者・被告人に対しこれらの原則を遵守しているかという点、悲観的にならざるを得ません。あなたのように、裁判で「私に落ち度はない」という主張をすると、罪を否認していると言われ、裁判官は保釈を許さない傾向が強いのです。そうすると、裁判が終わるまで、相当長期間にわたって警察の留置場や刑事施設に拘束され続けること（勾留）も覚悟しなければなりません。

多くの弁護士は、日常の刑事事件の経験から、残念ながら日本の刑事裁判では、「無罪推定」等の極めて重要な上記諸原則が忘れ去られていることを実感しています。だからこそ、あなたとあなたの弁護人が力をあわせて、正しい裁判をするよう求め、真実を力強く主張していかなければなりません。このことから、被疑者・被告人には是非とも刑事弁護人が必要であり、弁護人としての一層活発な弁護活動が必要であると痛感しているのです。

7 被疑者が弁護人を付ける方法

(1) 自分で弁護人を依頼する場合（通常私選弁護人）

あなたが逮捕されたとき、あなたの知り合いの弁護士を弁護人に選任したいと思ったら、警察官か検察官に対して、その弁護士に弁護を依頼したいと教えてください。警察や検察から、その弁護士に連絡を取ってくれます。

その弁護士は、立会人のいないところであなたと面会し、事件を受任するかどうかが、受任のための費用や活動内容などについて、あなたとよく話し合います。その弁護士があなたの弁護人になることが決まれば、あなたは、弁護士が持ってきた「**弁護人選任届**」に署名押印（指印）してください。弁護士が連署してそれを担当検察官に提出すると、正式にその弁護士があなたの弁護人になります。

あなたに知り合いの弁護士がいないときは、親戚や友人に知り合いの弁護士を紹介してもらって依頼してもよいでしょう。また、あなたの配偶者、親、子、兄弟姉妹もあなたの弁護人を選任することができますので、あなたは呼んでいないのに、知らない弁護士がひょっこり面会に来るかもしれません。

このように、あなたやあなたの家族が依頼する場合の弁護人を「**私選弁護人**」と呼びます。（これに対して、後で説明するように裁判所が選任する場合の弁護人を「**国選弁護人**」と言います。）

(2) 弁護士会を通じて依頼する私選弁護人

あなたに知り合いの弁護士がいない場合には、まずは弁護士会に弁護人の紹介を申し出てください。

弁護士会には、「**当番弁護士**」という制度があります。あなたが、警察官、検察官、裁判官の誰にでも「**当番弁護士を呼んでください**」といえ、すぐ弁護士会に連絡してくれます。弁護士会では、待機しているその日の当番弁護士に出動要請をし、その弁護士があなたに面会に行きます。

当番弁護士は、1回目は無料で面会して、あなたにいろいろなアドバイスをしたり相談に乗ったりするのが仕事です。あなたから選任されていない以上、まだ弁護人ではありません。ですから、引き続いてその弁護士に弁護活動をしてもらいたいときには、あらためて弁護を依頼する必要があります。私選弁護人の依頼をする場合は、弁護士費用などはその弁護士と話し合っただけで決めることになりません。

もちろん、1回だけ当番弁護士を呼びたいのではなく、初めから「弁護人選任をしたいので弁護士を紹介してほしい」と弁護士会に申し出ることもできます。そのように警察官や検察官に告げれば、弁護士会に連絡が入り、弁護士会は速やかに紹介する弁護士をあなたのところに派遣します。あなたは面会に来た弁護士とよく話し合ったうえで、その弁護士に私選弁護人を依頼するかどうかを決めることになります。

(3) 被疑者弁護人援助制度による私選弁護人

あなたが貧困等の理由で私選弁護人の弁護士費用を払えないときは、被疑者弁護人援助制度により、弁護士費用等を立て替えてもらうことができます。費用が払えないことを面会した弁護士に相談すれば、当面弁護士費用等がないときにも私選弁護人を依頼することができます。なお、立て替えられた弁護士費用等の返済が、後に免除されることもあります。

(4) 被疑者国選弁護人

ところで、これまでは起訴された後の被告人だけに「国選弁護人」という制度があり、貧困その他の事由によって弁護士に費用を払えず、私選弁護人を選任できない被告人には、裁判所が弁護人を付することとされてきました（刑事訴訟法36条）。被疑者には国選弁護人の制度がなかったのです。

そこで、2004年に刑事訴訟法が改訂され、2006年10月から、私選弁護人のい

ない拘束された被疑者にも国選弁護人が付く、新しい制度が始まりました。ただし、この制度を利用するためにはいろいろな条件があります。

刑事訴訟法 37 条の 2 によれば、殺人、強盗など一定の重大犯罪について被疑者が勾留を請求され、又は勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければなりません。あなたの場合は自動車運転過失致死罪に問われていますので、残念ながら今の時点では被疑者国選弁護人制度を利用することはできないことになります。

なお、2009 年までには、ほとんどの刑法犯罪の被疑者も、同じ条件が揃えば国選弁護人が付されることになり、被疑者国選弁護制度の適用範囲がさらに拡大されますから、自動車運転過失致死罪にも適用されるようになります。

もともと、国選弁護人の制度は、資力がないなどの理由で直ちに私選弁護人を選任できない者について、実質的な弁護人選任権を保障するためにある制度ですから、被疑者の資力が基準額以上である場合は、あらかじめ、弁護士会に私選弁護人の選任の申し出をしなければなりません（刑事訴訟法 37 条の 3）。つまり、あなたに一定の資力があると判断された場合には、あなたが国選弁護人制度を利用しようと思っても、先に、弁護士会に私選弁護人選任の申し出をする義務があるのです。この申出を受けた弁護士会は、前記（2）と同様に、紹介する弁護士をあなたのところに派遣することになります。（「基準額以上の資力」とは、50 万円以上の現金・預貯金残高とされています。）

被疑者が弁護士会に弁護人選任を申し出たけれども、何らかの理由で私選弁護人を選任することができなかった場合には、資力が基準額以上の被疑者についても、請求により、国選弁護人が付されます。この場合の国選弁護人に支払う国選弁護料は、おそらく被疑者であるあなたの負担ということになるでしょう。

(5) 日本司法支援センターによる国選弁護人候補の指名

国選弁護人はあなたが選任するのではなく、裁判所（裁判長、裁判官を含む）があなたに弁護人を付ける制度です。ただこれまでは、ほとんどの場合、裁判所は弁護士会の推せんした弁護士を国選弁護人にあてていました。

ところが、2004年に綜合法律支援法が成立し、これに基づき日本司法支援センター（通称「法テラス」）が2006年10月に業務を開始しました。これによって日本司法支援センターは、同センターと契約している弁護士の中から国選弁護人候補を指名して裁判所に通知することとなり、裁判所は、日本司法支援センターが指名した弁護士を国選弁護人にあてることになりました（同法38条）。

日本司法支援センターは、「迅速・確実に国選弁護人を確保して、捜査から裁判まで一貫した国選弁護体制を整備し、裁判員制度の実施を支える」という国選関連業務を業務内容の一つとして設立された、法務大臣所管の新しい法人です。現在、日本司法支援センター及び同センターと契約した弁護士が、国選弁護を中心に担っています。

ただ、弁護士の中では、あなたを有罪にしようとして攻撃してくる検察官が法務大臣の所管にあるのに、あなたを防御するはずの弁護人を指名する日本司法支援センターが、同じ法務大臣の所管にあることはおかしいのではないかという議論もあります。

8 被告人が弁護人を付ける方法

(1) 私選弁護人

あなたが起訴される前に私選弁護人を選任していれば、起訴後の弁護についても、同じ弁護士に私選弁護人を依頼すればよいでしょう。ただし、法律上は起訴前に選任した弁護人が（辞任・解任がない限り）起訴後もそのまま弁護人であり

続けますから、改めて弁護士選任届を提出する必要はありません。

あなたが起訴前に被疑者として私選弁護士を選任していない場合には、新たに弁護士を選任しなければなりません。

あなたは自動車運転過失致死罪で起訴されたわけですが、これは、刑事訴訟法 289 条が規定する「必要的弁護事件」に当たり、私選弁護士または国選弁護士がいないと裁判を開くことができないことになっています。

あなたが被告人として新たに私選弁護士を選任する方法は、被疑者の私選弁護人の選任方法と基本的に同じで、知り合いの弁護士に直接依頼するか、家族に選任してもらうか、弁護士会に紹介を依頼するかのいずれかになります。ただし、被告人の場合に被疑者と異なるのは、日本司法支援センターが弁護士会から委託されている被疑者弁護士援助制度の適用がないことです。

(2) 国選弁護士

前にも述べたとおり、被告人が貧困その他の事由により弁護士を選任することができないときは、裁判所は、被告人の請求により、国選弁護士を付さなければならぬとされています（刑事訴訟法 36 条）。必要的弁護事件である本件では、あなたも国選弁護士を付けるように裁判所に請求することができます。この場合の国選弁護士に支払う国選弁護料は、おそらく、被告人であるあなたの負担ということになるでしょう。

なお、「必要的弁護事件」については、弁護士がなければそもそも裁判を開くことができませんので、弁護士がいないときには裁判長が職権で国選弁護士を付することにしています（刑事訴訟法 289 条）。

総合法律支援法に基づいて、被疑者国選弁護士と同様に、被告人の場合にも、裁判所は日本司法支援センターが指名した契約弁護士を国選弁護士に選任することが通常になります。

法務省所管の日本司法支援センターの下でも、契約弁護士の国選弁護活動の独

立性が保障されることは綜合法律支援法33条1項に規定されており、同条2項は、日本司法支援センターと契約弁護士は被疑者・被告人に対して、「職務の独立性について、分かりやすく説明しなければならない」と規定しています。

ただ、これについても、そもそも国選弁護人の独立性に不安があるような制度だからこそ説明義務が問題になってしまうのだという見方もあり、日本司法支援センターにおける国選弁護業務の運用が適正になされるかどうか、注目が集まっています。

9 弁護士会は私選弁護人を紹介します

さて、これまでの説明で、私選弁護人と国選弁護人の違いがおわかりになったでしょうか。まとめますと、私選弁護人は被疑者・被告人又はその家族が選任するのに対して、国選弁護人は裁判所が選任します。このことから、私選と国選とは、次のような違いが出てきます。

一つは、弁護士費用などの負担は、国選の場合は国がいったん立替払いをしてから後に被疑者・被告人に支払わせるか、場合によって免除されます。私選の場合には支払者・支払時期・金額等は、すべて依頼者と弁護士との話し合いによって決まります。

二つは、弁護人の解任は、国選の場合には裁判所だけが行えるので、被疑者・被告人が弁護人を解任することはできません。私選の場合には、信頼関係を失えばいつでも自由に解任できます。

三つは、私選の場合、被疑者・被告人はその弁護士に弁護を依頼しようと自分で決めて選任するので、はじめから信頼関係に基づいて選任されていますが、国選の場合には、国によって選任された後で、信頼関係を築けるかどうか問題となります。

ところで、上記のとおり、弁護士会は、被疑者・被告人のための私選弁護人選任申し出を受けたときは、速やかに弁護士を紹介しなければならないことになっています。また、2006年10月からは、現金・預貯金残高が50万円以上ある被疑者、及び現金・預貯金残高が50万円以上ある被告人（必要的弁護事件で起訴された被告人を除く）が国選弁護人選任の請求をしようとするときは、あらかじめ、弁護士会に私選弁護人選任の申し出をしなければなりません。そのため、今後は弁護士会に対する私選弁護人選任の申出が、これまでよりもずっと増えるの見込まれます。

そこで、弁護士会は、増加する見込みの私選弁護人選任申し出に適切に対応する態勢を整えています。ですから、知り合いの弁護士がいなくても、弁護士会に連絡することで私選弁護人を紹介してもらえるとということを、是非覚えておいてください。

私選弁護人紹介をご希望の方は下記へお電話ください。

埼玉弁護士会

電話 048-863-5255

国選弁護人を指名する

「法テラス」って何ですか

この頃、「法テラス」と言う名前の入った印刷物を目にするがありますが、これは何でしょうか。

「法テラス」とは、総合法律支援法という名前の法律に基づいて設立された「日本司法支援センター」のニックネームです。「法テラス」は国が資金を100パーセント出しており、そのトップである理事長は法務大臣が任命します。理事や各都道府県に置かれる地方事務所所長の人事権も理事長にあります。「法テラス」の主な業務は「国選弁護人の指名」と「民事法律扶助」ですが、ここでは「国選弁護人の指名」について取り上げてみましょう。

皆さんは刑事事件の弁護人の75パーセントが国選弁護人であることをご存じでしょうか。この国選弁護人は2006年9月まではほとんどの場合、弁護士会が推薦した弁護士を裁判所が選任していました。しかし、その年の10月からは法テラスが指名した弁護士を裁判所が選任する仕組みに変わりました。つまり、被告人や弁護人と鋭く対立する検察官を擁する法務省の下の法テラスが弁護人を指名する仕組みとなったのです。また、弁護士が国選弁護人に指名されるためには、それまで必要がなかった法テラスとの国選弁護人契約をしなければならないことにもなりました。それに対し、埼玉弁護士会では、上記の問題をふまえ、法テラスの恣意的配転を排し、弁護の独立を守るため、法テラスとの間に申し合わせ書を作成しました。それでも、相当数の弁護士が、上記の仕組みでは、弁護人が被疑者・被告人と対立する側の監督を受けるおそれが出てくるので十分な弁護はできなくなるのではないかと、また、被疑者・被告人にとってもよくないと考え、法テラスと国選弁護人契約をしない態度をとっています。しかし、その弁護士たちも、貧困その他の理由で困っている被疑者や被告人のために刑事弁護をする意思は十分に持っており、従来の方式であれば国選弁護を担当すると言っています。

編集後記

このパンフレットは、犯罪の被疑者・被告人とされた「あなた」の立場で書かれたものです。普通の人々の常識的立場で考える刑事裁判と、あなたが実際に被疑者・被告人の立場になったつもりで考える刑事裁判とは、かなり違っていたのではないのでしょうか。

刑事手続（捜査、裁判）のあるべき姿は、「99人の真犯人を逃すことになっても、1人の無実の者を罰してはならない」（「無辜（むこ）の不処罰」）という法格言に、端的に表現されます。国家が人々を正義の名の下に罰しようとするのが刑事手続である以上、できる限りの慎重さで誤りを排除する必要があるのです。このことは、自分が誤って逮捕されたり起訴されたりしたときの恐怖を考えれば、誰もがうなづく道理であるに違いありません。

無論、無実の人を救うことだけが刑事弁護ではありません。どんな種類の事件であれ、刑事事件の犯人と疑われている被疑者・被告人は、現代法治国家において最も強く人権の制約を受けている状態にある人です。その彼らにどのような権利が認められているのかを見れば、その国の人権状況全体がわかるとされています。刑事手続は、その国において「人間の尊厳」がきちんと守られているかどうかを図るための「物差し」なのです。したがって、被疑者・被告人の権利を守ることは、いつでも被疑者・被告人となりうるすべての人々の基本的人権を守ることと等しいと言えます。

刑事弁護人は、被疑者・被告人にされた「あなた」の最大の味方です。だから、犯罪を憎む厳しい社会の目にさらされて、被疑者・被告人とともに憎しみを受けることもあります。それでも刑事弁護人は、「人間の尊厳」という価値を多くの人々と共有しているという確信を持って、被疑者・被告人を弁護するのです。

このパンフレットが、「あなた」と「あなたの刑事弁護人」の信頼関係を強化し、多くの人々の刑事弁護に対する理解を助け、それによって、私たち皆が「人間の尊厳」という価値を共有することに近づければ、執筆者一同、これに優る幸せはありません。

執筆者

岩佐憲一 小川 修 奥田圭一 木村 壮 桑原昌宏 小出重義 杉本直樹
立石雅彦 田中重仁 徳永眞澄 新穂正俊 山本政道 吉岡 毅

発行日 2008年2月

発行人 埼玉弁護士会

編集 刑事弁護の充実に関する検討特別委員会